

社会福祉法人緑樹会 一般事業主行動計画

計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

次世代育成支援対策の内容として定めた事項

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ・育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- ・労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

2. 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

目 標：有給休暇の取得日数について、年7日以上を取得を目指す

女性の活躍推進に関する取り組みの内容の概況

- ・利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
- ・チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底